

# インフルエンザに関する報告書

厚生労働省は「保育所における感染症対策ガイドライン」によるとインフルエンザによる出席停止期間の基準は[解熱後三日を経過するまで]とされています。

この報告書は、欠席した日から毎日記入し、インフルエンザが治って、登園する際に園に提出して下さい。

クラス \_\_\_\_\_ 組 \_\_\_\_\_ 名前 \_\_\_\_\_

診断名 : インフルエンザ ( A B )

診断日 : 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( 曜日 )

医療機関 : \_\_\_\_\_

◎毎日体温を記入しましょう

	日・曜日	午前の体温	午後の体温
1日目	月 日 ( 曜日 )	時 分 度	時 分 度
2日目	月 日 ( 曜日 )	時 分 度	時 分 度
3日目	月 日 ( 曜日 )	時 分 度	時 分 度
4日目	月 日 ( 曜日 )	時 分 度	時 分 度
5日目	月 日 ( 曜日 )	時 分 度	時 分 度
6日目	月 日 ( 曜日 )	時 分 度	時 分 度
7日目	月 日 ( 曜日 )	時 分 度	時 分 度

上記のとおり、解熱後（平熱）3日間は自宅療養し、本日より登園させます。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_

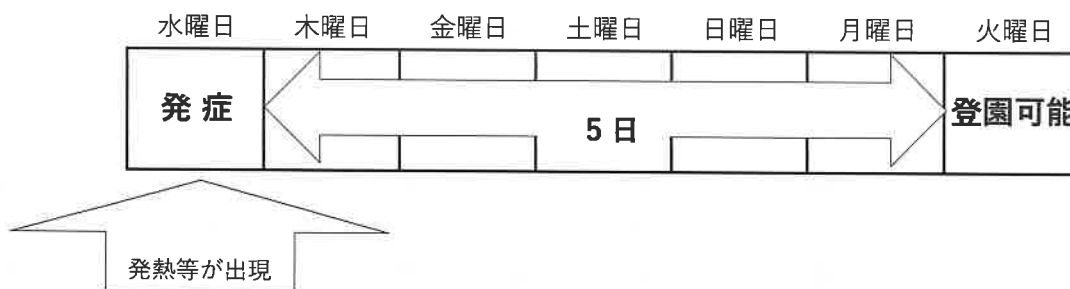
## ※出席停止日数の数え方について

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします。  
 「解熱した後3日を経過するまで」の場合。例えば解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日数を数えず、火曜（1日）、水曜（2日）、木曜（3日）、の日間を休み、金曜日からの登園許可ということになります（図1）。

図1 「出席停止期間：解熱した後3日を経過するまで」の考えかた



また、インフルエンザにおいて「発症した後5日」の場合の「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第1日と数えます。「発熱」がないにも関わらずインフルエンザと診断された場合はインフルエンザにみられるような何らかの症状がみられた日を「発症」した日と考えて判断します。



※幼児の場合、さらに解熱した後3日を経過している必要があります。

登所停止期間：発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日経過するまでの期間です。

発症日	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
1日目に解熱	発熱	解熱	1日	2日	3日		登園OK		
2日目に解熱	発熱	→	解熱	1日	2日	3日	登園OK		
3日目に解熱	発熱	→	→	解熱	1日	2日	3日	登園OK	
4日目に解熱	発熱	→	→	→	解熱	1日	2日	3日	登園OK